調布市立第七中学校 危機管理マニュアル

学校は、子供たちが楽しく安心して学べる場でなければならない。生徒が健康で安全な生活を送り、豊かな自己実現を目指すためには、様々な事故から自らの命・安全を守ろうとする態度や能力を身に付ける事が重要である。調布市立第七中学校の安全を確保するため、地域と協力し、その実態に即した安全指導の充実・徹底を図ることが重要である。

校内・校外における事故防止と安全指導を図るとともに、文部科学省「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目」に基づいて、危機管理マニュアルを策定する。

日安全確保のための校内規則

1 校門の開閉

登校時正門、通用門は開けた状態にする。

登校終了後 正門、通用門は閉める。ただし施錠はしない。

夜間及び休日は施錠する。(平成27年1月より)

2 受付の設置 2階玄関に受付を設置する。受付には、「来校者名簿に必要事項を記名

受 付 し、プレートを着用して下さい。事務室と副校長へ訪問の内容を連絡して

ください」と案内板で伝える。

保護者、地域の方々、外来者、学校関係者、卒業生、業者など来校者名

来校者名簿 簿に「日時」「来校時間」「退出時間」「氏名」「用務先」「用件」を記入

していただく。

外来者は受付けのプレートを着用する。また、保護者については、PTA 発

名札の着用 行のネームプレートを着用する。

3 警備会社による管理

・監視用カメラ 正門・西側玄関・野川沿いフェンスを監視するカメラを設置し、不

審な来校者を監視する。

モニターテレビの設置 … 職員室前面に設置し、副校長、教職員が確認する。

・要請用カメラ 要請者の映像を映し、警備会社が校内で起きている事件を詳し

く確認し、迅速な対応を図るための連絡用カメラを職員室内に

設置する。

4 防犯ブザーの設置

・警察との直通非常用通報防犯ブザーを職員室及び事務室に設置する。

11 事故防止のための安全管理

1 校内事故の防止

- (1)校舎内外の安全点検を定期的に実施する … 建造物の危険箇所の定期点検
- (2)休み時間等の事故防止 … 各学年担当教員が計画的に巡視
- (3) 授業中の事故防止 … 実験・実習の伴う教科(理科、美術、技術・家庭、保健体育等)の安全点検
- (4) 部活動の事故防止 … 安全を十分配慮した指導の徹底、健康管理の配慮
- (5)生徒の実態を把握する … アレルギー等配慮が必要な生徒の情報共有の徹底

2 校外事故の防止

- (1) 通学路等の点検 ··· PTA と協力し、交通量の多い道、暗い道等危険箇所のチェック
- (2) 家庭・地域社会との連携 … 交通ルールの指導、自転車の安全な乗り方指導等

Ⅲ 安全管理のための具体的取り組み

1 校内巡視

- •登校時 … 副校長が校内巡視を行う。
- •授業中 … 授業への行き帰りに各教科担当教員が巡視を行う。
- ・部活動 … 活動内容の明確な指示と、周辺の安全管理を行う。

•その他 … 技能主事が校庭整備をしながら、巡視を行う。

2 生徒への指導

- •校内で不審な行動をとる人を見かけたら、身近にいる教職員か職員室に報告するよう日頃からの指導を 徹底する。
- •通学路における注意すべき箇所について注意を喚起するとともに、その場から避難したり、「子どもの家」 の利用、110番通報等、具体的指導の徹底する。

3 来校者への声かけの徹底

- •教職員は、来校者には声をかけ、挨拶をしながら用事を聞くようにする。
- 名札未着用の人に対しては、名札をつけるように伝え、副校長に報告する。

4 不審な行動をとる人を発見したときの対応

- ・発見者は、即座に副校長に報告する。
- ・副校長は生活指導主任、または教職員に対応を指示し、校長に報告する。
- ・副校長(生活指導主任)は近隣中学校(神代中、六中)、関係小学校(八雲台小、柏野小、上ノ原小)、学童 クラブ、ユーフォー、調布市教育委員会、調布警察署に報告する。
- •校長(副校長)は、警備会社(セコム)への要請をするかどうか判断する。

●警備会社への要請

警備会社では、以下のいずれかの行動をとることになる。

- ・カメラによる監視を続ける。
- ・警備員を派遣する。
- ・警察に連絡する。

5 緊急事態が発生したときの対応

- ・緊急事態が発生した場所、大声をあげて緊急事態の発生を知らせる。
- •付近にいる教職員は、即座に発生場所に駆けつけ、生徒の安全を確保する。
- •事実を確認した校長、副校長、もしくは教職員は、①警察署②警備会社③PTA保護者④市教育委員会に 通報する。
- •食物アレルギーの場合は、「食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル」にしたがって行動する。

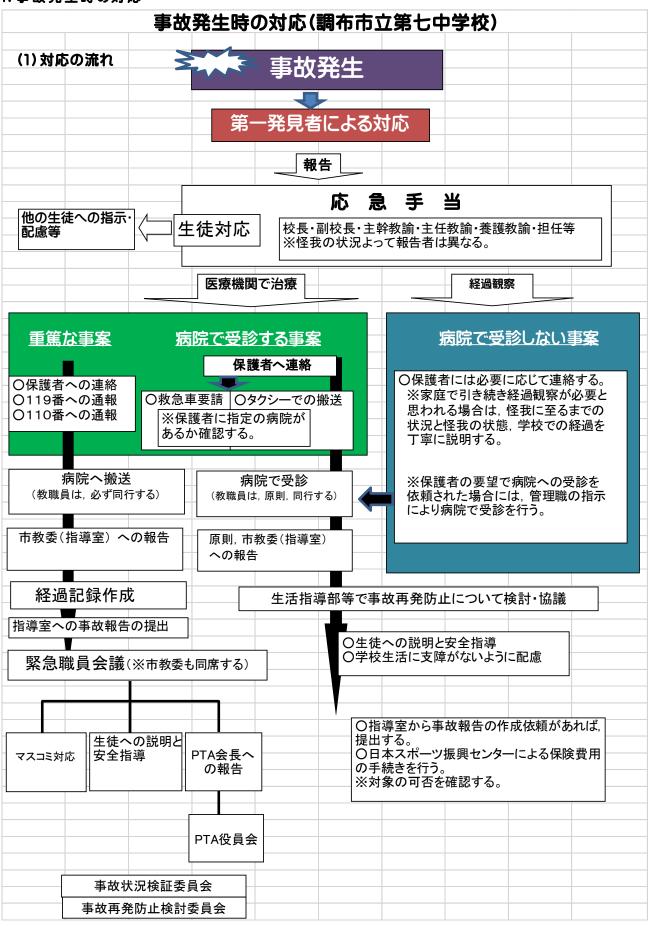
●110番 非常通報

- ・緊急事態が発生したことを確認後、事務室または職員室に設置された「発報ボタン」を押すと、直接 110 番司令室へ連絡される。
- ・受信後、司令室から問い合わせの呼び返しがあるので、受理用受話器で応答する。

緊急時連絡先

調布警察署 488-0110	調布消防署 486-0119
調布市役所 481-7111	学務課 481-7472
指導室指導主事 481-7479	S E C O M 4 8 0 - 2 2 9 1
	コード 536588
保健所 042-362-2334	杏林大学病院
	$0\ 4\ 2\ 2\ - 4\ 7\ - 5\ 5\ 1\ 1$
武蔵野赤十字病院	慈恵第三病院
0 4 2 2 - 3 2 - 3 1 1 1	0 3 - 3 4 8 0 - 1 1 5 1
救急情報センター	東京ガス 483-3321
0 4 2 - 5 2 1 - 2 3 2 3	
東京電力 0120-995-661	郵便局 482-2320

Ⅳ事故発生時の対応



(2) 事故発生時(学校管理下)における学校対応について

学校として病院での受診の可否を決定する場合には、怪我や病気等の状況について、原則、校長等複数の教職員の総合的な判断により行うものとする。

- ① 傷病等(病院で受診しない傷病等の程度)の場合
 - ア養護教諭等が、応急手当を行う。
 - イ 学校は,当該生徒の怪我等の状態や対応を記録しておく。
 - ウ 学校は、生徒の傷病等の状況に応じて必要があれば、担任もしくは養護教諭等から保護者に 連絡をする。
 - エ 保護者の要望を含め,心配な状況が生じている場合には,病院で受診を行う。
 - ② 病院で受診する傷病等の場合
 - ア養護教諭等が、応急手当を行う。
 - イ 病院受診の状況を管理職に報告し、管理職が必要と判断した場合は原則,事故の一報を 指導室に入れる。
 - ウ 学校は,保護者に連絡し,指定の医療機関の有無を確認し、保護者に医療機関に来てもらうようお願いして受診する。教職員は,原則,同行する。すぐに連絡が取れない場合には,学校の判断により医療機関に受診する。同行する教職員は、タクシーチケット(副校長隣の机に保管)と緊急医療費(1万円程度)を管理職より受け取っていく。
 - エ 保護者への説明は,事実関係を整理して管理職の指示の下,担任や養護教諭等が行う。

③ 重篤な事案が発生した場合

- ア 学校は,適切な救命措置,応急措置を行うとともに,119番,110番通報,保護者への連絡を迅速に行う。病院への搬送には,必ず教員が同行する。他の生徒への組織的な対応を,丁寧に行う。
- イ 学校は,情報収集に努め事実関係を整理するとともに,教職員に事実周知の徹底を図り,管理職に情報の集約を一本化する体制を確立する。また,管理職からの指示系統を一本化する。保護者への説明は,管理職または担任から行い緊密に連絡を取り合う。
- ウ 管理職は、速やかに報告を入れる。
- エ マスコミについて管理職は,指導室と連携して対応する。学校においては管理職に対応を一本化する。
- オ 必要に応じて PTA や地域関係者への情報提供を行う。
- カ 今後の保護者会のもち方や生徒及び保護者・地域等に対する学校からの説明の在り方について指導室と検討し、方針を立てる。
- キ 詳細な事実を時系列にまとめて、事故報告書を迅速に提出する。
- (3) 指導室への報告(電話による第一報)の内容

当該生徒名, 学年及び所属学級, 事故発生日時, 事故発生場所等を報告する。